

## 五月五日は「こどもの日」

### 児童福祉週間始まる

毎年この日から、一週間を児童福祉週間と定め、児童の権利を守り、その福祉を増進するため、全国一斉に、週間の福祉を真剣に考へ、これを



社会も、家庭も具体的に実践する方針が、考えられております。

市では、中央と地区にわたって週間の行事を行います。主なものは、中央では、市長と、小、中学校の生徒代表と児童福祉の身近な問題を語り合う会を開きます。地区では、各学校区ごとに、その地区の実状にあった行事を、各々催すことになっております。

児童福祉法の第一条に、  
①「すべて国民は、児童が心身ともに、健やかに生れ、且つ、育成されるよう、努めなければならない」  
②「すべて児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」

とうたわれ、児童福祉の理念として、児童の健全育成はすべての国民の義務となっており、その責任は、国及び、地方公共団体と保護者は同等とされています。

福祉週間行事の中心としていつも、このことが強く流れていなければならないと思っております。

しかも現在、幼少人口の減少により、将来必然的に、おとづれる、若年労働力の減退が心配されており、これに限られた児童を質的、能力的に向上させることが、社会の急務と叫ばれ、将来の人づくりに、も、つらなる重大な問題と思っております。

その対策として、いろいろな方法が考えられております。

が、その中で、一番身近で、しかも一番の根源となるのは、家庭の浄化だと思っております。

「親と子で明るい家庭を築こう」と云う運動がすすめられておりますが、この週間に契機に認識をあらたにして、一層の努力をつくしたいと思っております。

この週間に際して数人の方々からお祝いのことはおおよびお考えをお寄せいただきました。  
第一日（自然に親しむ）  
こどもとともに野外を楽しみましよう。  
第二日（愛情と理解）

## 児童福祉週間によせ

焼津市長 大石虎之助

国民の祝祭日の一つとして戦後五月五日を、子供の日とさだめ、子供のしあわせを願ひ、全国民が、こぞつて、お祝ひすることになっております。

この五月五日から一週間を児童福祉週間として、児童のしあわせと、児童に対する認識を高める意味で、いろいろな行事がおこなわれます。

昭和二十二年には児童福祉法が制定せられ、児童福祉の理念と、児童育生の責任を、明確にする原理が、うちたてられ、今年、ちょうど、十五回目の記念すべき、年を迎えることになりました。

さらに昭和二十六年五月五日の、子供の日には、憲法の

こどもとともに話し合ひましよう。

第三日（能力の育成）

こどもの能力を伸ばしましよう。

第四日（こどもの栄養）

こどもの栄養を高めましよう。

第五日（事故の防止）

みんなで規則を守りましよう。

第六日（友情を培う）

みんなと仲よくいたしましよう。

第七日（父母に感謝）

おとうさん、おかあさんに感謝をしましよう。

精神にしたがい、児童に対する正しい觀念の確立と、すべての児童のしあわせを、はかるために、児童憲章が定められ、立派な国民となるよう、守られております。

しかし、世の中には、まだ恵まれない、環境にあるものが、たくさんあります。

どうか、児童福祉法、児童憲章の基本を遵守して、児童の社会人としての人格を尊重し、その生活が保障され、愛護されて、明るい環境の中で児童が健全に成長されるようみんなが努力して、意識のある、児童福祉週間を、すこされることを、心より願っております。

# 子供の幸福を

焼津市教育長 小林 勲

児童福祉法が、昭和二十二年に制定されてから、年々児童福祉週間が実施され、国をあげて子供の幸福を願うようになつてから、十五年になります。はたして私どもの期待通り、子供達は幸福になつてゐるでしょうか。

焼津市におきましては、大人達の温い心から水泳プールを、最近各所に完成して暑い夏の日には子供達が喜々として水に楽しむ姿が、見られるようになりなりました。

また学校給食が実施されて



栄養にみちた食事が、与えられ、体位の向上と共に、子供達の楽しい学校生活が目につくような気がいたします。

その上、本年は希望の県立焼津中央高等学校が開校の運びとなりまして、入学難に、なやみ、苦しんだ、父兄や子供達に一応の安心感を与える事が出来ました。

また、先日は、市内篤志家の方のご厚志によりまして、二級国道を横ぎる、宮崎通りの交叉点に、立派な交通信号機が建設され、千数百の子供

達が安心して、朝に夕に、通学、下校が出来るようになりなりました。

こうして焼津市だけを見ましても、年と共に、子供の幸福が日と共に増進している点が、数多く発見出来ること、と思ひます。

然し残念ながら、子供の眞の幸福という観点からすれば、家庭生活の中には、まだ多くの問題点が、ひそんでゐるような気がいたします。

例えば、1、ほんとに子供の人格が家庭内で認められてゐるだろうか？

## 児童福祉週間を迎え

市議會議長 石川兵二

毎年五月五日の「こどもの日」から一週間は児童福祉週間と定めて、全国一斉に児童に対する認識を高める意味のいろいろ催しが行なわれます。

ご承知のように、こども達は将来、日本の国を背負わなければならぬ、大切な人達であり、日本の国が世界の、どここの国に対しても、恥かしくない立派な国になるかどうかは、幼いこども達の双肩に掛つてゐると、いっても過言ではないと思ひます。

その意味において五月五日よりの福祉週間は、かけがえない大切な、こども達の健康と、行く先の幸福を祈つて

2、子供の教育の場として家庭内の人間関係は理想の状態になつてゐるだろうか？

3、両親が子供のよき相談相手になつてゐるだろうか？

4、両親の教養は子供の教育者として現状でよいだろうか？

等々各種の問題点が考えられると思ひます。

私は本年児童福祉週間の第十五回目を迎えるに当りまして、これらの問題点についてお互に反省を加へ、今より一層、きめの細かい幸福が子供達に及ぶように努力を払つて参ることが、必要だと思ひます。

国中の人達が、すべての児童に対し、正しい觀念と認識とを新たにする日であります。

申し上げるまでもなく、健康は、あらゆる幸福の基本的な条件でありまして、こどもを幸にするためには、まず心身ともに健康に育てられ、その生活が保障され、最もよい環境のなかで、養育されなければならぬと思ひます。

児童には児童の独自の世界があり、未完成では、ありませんが、独立した人格を尊重せられ、社会的にも、その生活を正しく、はぐくみ育てる精神を、家庭における保護者だけでなく、社会全体がもたなければならぬと同時に、



の責任の一端を担う、心掛けが必要であると思ひます。

おもひに、児童をめぐる現行の法律は体系や組織は一応理想の線にそつた形体をと、のえておりますが、その運用の成否が、こども達を幸にできるか、どうかの鍵になると信じます。

しかしながら、児童に關係する一連の制度は、教育關係、厚生關係、司法關係、或は労働に關係するもの等、それぞれ分野と微妙に接觸し、交叉してゐるのでありまして、法律や制度を運営する關係

各機關が、児童の福祉対策という、共通の目標に向つて、有機的な関連をもちながら運営されなければ、その実を揚げることは至難なことでありなす。

こゝに關係機關相互の理解と協力について、真剣な努力が払われるよう強く期待して止まないものであります。

どうか市民各位に、おかれども、この憲章の精神を、よくご理解願ひまして、こども達の幸を、まもるために、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今日児童福祉の問題は尚一層

## 児童の福祉を

福祉事務所長 小長谷兵次

五月五日のこどもの日から一週間は児童福祉週間と定め、すべての人々が児童の福祉について関心を寄せて、その増進をはかる期間とされております。

昭和二十二年児童福祉法が制定され、昭和二十六年児童憲章が定められ、児童福祉の目標や方法が明らかにされたのでありますが、十数年を経た今日児童福祉の問題は尚一層

真剣に取り組んで行なわれなければならないものとなっており、そしてこのことは、国や、県市町村のような地方公共団体がやれること、やらなければならぬこと、一般家庭で受けて頂く面とありますが、特に要保護児童の発生を未然に防止すること、一般児童の健全育成をはかること等では家庭への依存度が高いので、この週間に契機として更に認識を深めて頂きたいと念願するものであります。

児童憲章の一節に、「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ……」とあります。このことは児童福祉の問題は母体にあるときには

## 十五周年を迎えて

民生児童委員協議会々長 増田 薫

児童福利により児童は、すべて利益を享受し権利が認められ、同時に、社会人とし、且つ国家人としての存在意識が確立せられました。これは国が如何に、児童に対して重要性と将来性を認め、さらににより多くの期待と関心を持ってゐるかという、証左に外ならぬものと思ひます。それだけに又児童自身の、自覚は勿論家族も社会も、この点に眼を転じ、凝視し、その健全育成に万全の留意をしなければ、ならないものと存じます。

児童福祉法も十五周年を迎え、爾来着々児童福祉行政も進

じまるといふことであります。三十六年に行つた国の調査でも、妊娠中毒症が未熟児や精神薄弱児などの出生する原因にもなつてゐると報ぜられてゐるところからも大切なことであり、母親自身は勿論のこと、家族全部が母体の心身の健康を守つてやるよう心掛けることが、児童福祉の第一歩であると思ひます。

いま一つは、同じく児童憲章の中に「すべての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ……」とあります。知識とか技術とかいふ言葉からは固く取りつき難いものを感じますが、要は心構えの問題だらうと思ひます。こどもは次代を担う者であり

昔から子宝といわれ、子に託さる宝はないとまで言われております。この様な観点からすれば、御商売に、御仕事に打込む熱意を、こどもの育成のために注いでもよい筈であります。

そうした心構えが自ら正しい愛情や、知識技術を身につける基になるでしょう。

どんな人にも、こどもの日があり、悲しいこと嬉しいことの記憶があるものです。幼い日を顧みて、更に大人の身勝手をつつしむよう反省を加えてゆくなら、児童福祉は一段と増進されるものと確信いたします。

のような特殊教育を必要とする、精薄児が三百名にも、なんんとすることを思う時、これらの援護の措置が、まことに日暮れて道遠しの感深いものを痛感する次第であります。

また「児童福祉対策」としては、各機関が、これに當つていますが、意義深い最も記念すべきとき、特に声を大にして、市民の皆様は訴えたいことは、こうした諸機構の一本化といふことであります。

福祉行政の完璧を期し、青少年の健全育成、児童福祉諸問題の解決を図り、民生の安定と幸福を招来すべきであると思ふものであります。

## 春の交通安全運動によせ

焼津警察署 交通課 長

来る五月十一日から五月二十日までの十日間「春の交通安全運動」が県下一斉に行なわれることになりました。

この運動は「交通事故をなくして明るい交通安全県をきづきあげるため、県民がそれぞれ立場で、積極的に運動に参加し、県民みづからの手によつて正しい交通秩序を確立する」気運を醸成しもつて交通の安全と円滑を実現しようとするものであります。

この運動は、交通安全事故から守ろう、というスローガンのもとに、大人たちの責任において、こどもたちの胸に正しい交通道徳を植へつけてたいせつな、つばみの命をちらしたり、また傷つけたりすることのないようにというこゝろでこの運動が行なわれるものであります。

このような、いたたましい交通事故をなくせるために市民のみなさんに一層のご協力をお願いする次第です。

1県下のこどもの交通事故

☆幼児 死者 四五名 負傷者 九二一名

☆小学生 死者 一七名 負傷者 八七三名

☆中学生 死者 八名 負傷者 三七一名

2焼津市のこどもの交通事故

☆幼児 負傷者男 一二名 女 四名

☆小学生 負傷者男 一〇名 女 六名

☆中学生 負傷者男 五名 女 四名

合計 負傷者男 二七名 女 一四名

幸い焼津市においては、死者は出ませんでした。みなさんの協力を重ねてお願いして止みません。



# お知らせページ

## ●県民税の一部 が還付されます

税務課

三十六年に所得税の納付した人（課税所得金額：事業所得、給与所得、退職所得、山林所得があった人）で三十七年に所得税がなかった人（課税所得金額がなかった人）三十七年度分の県民税が均等額（一〇〇円）のみの人は除外されます。

申請書は六月一日から三十日（六月一日以後においてこの適用を受けることになった時は、その時から一月を経過した日の前日）までに市長宛提出してください。

## ●引揚者給付金 請求はお早く

福祉事務所

外地から引揚げて来られた方には、引揚者給付金等支給法により給付金が支給されます。

その中で終戦後の引揚者については請求期間が、本年五月十六日までとなっております。その期間を過ぎると請求することが出来ません。まだ請求していない方は大至急してください。

くわしいことは福祉事務所へお問合せください。

## 漁船へのお願

企画課

●第三海上保安本部において焼津市沿海の汐流調査を行います。附近航行の船舶は御注意下さい。

☆期 間：五月七日～十六日まで。昼夜

☆区 域：焼津・小川両漁港の中間海域で沖合千メートルの範囲。

☆調査方法 表流調査（昼間）

板に錘を付けて水深三メートルに沈め、海中をたまたよせる。目標は黄旗。

定着調査（昼夜間）

水深七メートル附近に機械を定着する。目標は昼間赤旗、夜間は点燈。

## ●塚本医院の 電話番号変更

市民課

昨年十月末日をもって、東益津診療所が廃止され、その場所が塚本先生が開業されていますが、この度次のように電話番号が変わりますから御承知下さい。

記

塚本医院 六〇三〇番

五月一日から

## ●税金は前納 すると有利

市県民税、固定資産税は納期前に納付すると報償金が交付されます。

算出方法は、前納額の百分の1に、前納月数を乗じたものを各税目、期別ごとに合計したものが報償金として交付されます。なお納税組合長さん、区長さんには通知いたしました。が、くわしくは税務課にお問い合わせ下さい。

## ●家屋の 戸別調査

昭和三十九年度は固定資産評価（基準年度）の年であり、本年五月より固定資産評価補助員（税務課係員）が各家庭へ御伺いして調査をいたします。何卒御協力をお願い致します。

二月二十八日から三月十三日まで行なわれた、春の火災予防運動中、消防署では中部電力焼津営業所の協力を得て共同住宅の予防検査を行ったところ火災発生の危険が大きい箇所が数多く見受けられましたが、悪い状態で電気器具火災使用器具を使っている方がありました。早くなおして、火災の発生やケガをしないように注意いたしましょう。

◇電気器具関係（悪かったところ）（件数）  
一、タコ足式の配線 三八七

## ●役所の苦情を 聞く苦情相談所

五月  
日曜在宅医

役所の仕事に対して、不満、要望などの行政苦情がありましたら、焼津市にも次の相談員がおられますから、気軽に利用されるよう望んでいます。（経費は無料）

記

相談員市内小川一六七ノ三  
多々良 敏子

## ●心配ごと 法律無料相談所

毎月開催している無料相談所を今月は特に、弁護士も加わって開かれます。

問題の早期発見と解決に役立つものですから大いに利用いたしましょう。

記

5月11日午前9時～午後4時  
市内新屋 アミダ寺

【第二日曜日】  
◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

◇内科小児科

◇外科

◇産婦人科

◇眼科

## お宅は大丈夫ですか

火災予防検査 消防署

コードがからまっているもの  
◇コンセントやスイッチ  
安全器具の不良なもの  
◇電気器具の使用  
一、タコ足式の配線 三八七

一、洗濯機にアースが取り付けていないもの  
二、ヒューズが規定のものでないもの  
七  
一、テレビアンテナと電灯

一、悪いもの  
六  
一、ろう電しやすいもの  
一八  
一、コンセントの位置が不適当のもの  
一三  
一、スイッチの容量が小さいもの  
一四

一、ガスホースが不良  
一四  
一、アイロン等の後始末が悪いもの  
五

一、消防用設備  
五  
一、消火器が足りないため  
火災のとき初期消火の  
できないもの  
一一  
一、非常の場合に避難のじやまになるもの  
六

## 今月の納税

税金は納期限内に必ず納付いたしましょう。  
期限が過ぎますと延滞金などが加算されます。

今月は

固定資産税第一期分  
国保税五月分  
納期五月三十一日

| 人口動態          |       | 3月末住民登録簿 |       |
|---------------|-------|----------|-------|
| 世帯            | 15241 | 人口       | 75243 |
| 男             | 36999 | 女        | 38244 |
| 1月1日から3月31日まで |       |          |       |
| 出生            | 395人  | 死亡       | 154人  |
| 死産            | 43人   | 離婚       | 10件   |
| 結婚            | 208組  |          |       |